

2026. 2. 24



フェロー チーフエコノミスト

小玉 祐一

## 相互関税に違憲判決も残る不確実性 ～いかなる枠組みに移行するのか見極める段階へ～

### ポイント

- 2月20日、米連邦最高裁は、トランプ政権の相互関税を違憲とする判決を下した。トランプ大統領は別の法律に基づき全世界に一律15%の関税を課したが、150日の期限内に新たな枠組みを構築の必要
- 今後、トランプ大統領が独断で関税を上げ下げできる自由度は大幅に制約されることになる。各国にとっては、交渉の過程で厳しい譲歩を受け入れる動機が弱まる可能性
- 最高裁の判断は市場にとっても好材料だが、トランプ政権が今後どの法律を用いてどのような枠組みを構築するのかといった点についての不確実性は残る

### 1. 最高裁は相互関税を違憲と判断

先週末の2月20日、米国の連邦最高裁は、トランプ政権が実施している国際緊急経済権限法（IEEPA）を根拠とする広範かつ包括的な関税（相互関税、フェンタニル関税）を違憲とする判決を下した。IEEPAの条文のみでは、主要問題原則に抵触することなく関税を課すことはできないと結論付けている。

輸入業者や貿易相手国にとってはとりあえずの朗報と言えるが、この決定はまだ第一歩にすぎない。今回の判決は、輸入業者がすでに支払ったIEEPA関税の払い戻しを受けられるのかどうかについては明確に触れていない。最終的な還付メカニズムをどうするのかといった点も当然未定である。

最終的な決着点が見通せるようになるまでは、まだかなりの時間がかかりそうである。20日の決定前から、すでに1,000社以上が、トランプ政権が徴収したIEEPA関税を取り戻すための訴訟を起こしている。総額は約1,750億ドルに上るといふ。最高裁が返還の扱いについて何も示唆しなかったため、この問題の審理は下級裁判所から始まる。トランプ大統領自身、「5年は法廷で争う」と述べているが、これはトランプ大統領の任期終了後も裁判が続くことを意味する。

### 2. 適用可能性のある法律

最高裁の判決により相互関税は法的根拠を失ったが、政府高官が常々「その場合はプランBがある」と述べていた通りで、トランプ大統領は判決の同日に、1974年通商法122条に基づき、すべての輸入品に関し一律10%

<sup>1</sup> 「国家的に極めて重大な経済的・政治的影響を持つ政策については、行政機関が一般的・曖昧な条文を根拠に勝手に広範な権限を行使することはできず、議会による明確な授権が必要である」という、近年の米連邦最高裁が強調している憲法解釈上の原則

の関税を課す大統領令に署名した（21日には15%まで引き上げ）。同法の同条項は、国際収支の深刻な赤字を理由に、全輸入品に対して最大15%、150日間限定の追加関税を課することができるとしている。ただ、効力は150日で切れるので、その後も関税を続けるためには、期限内に、議会の承認を得たうえで延長するか、あるいは別の法律を使った枠組みに移行する必要がある。

図表が、今後活用が予想される法律の一覧である。ベッセント財務長官は、通商法301条や232条に基づき関税を引き上げることができれば、2026年の関税収入は実質的に変化しないだろうと述べている。ただ、発動に際しては、段階的な調査手続きや法的審理を義務づける法律が多く、IEEPAのように、トランプ大統領が思い立ったらすぐ発動するというわけにはいなくなる。政権はすでに各国別、品目別の各法の適用可能性について調査検討を進めているとみられるが、150日の間にどれだけ詰められるかは不透明である。

（図表）今後追加関税のため活用が予想される法令と概要

法律・条項名	何ができるか	適用例	利点	制約
1974年通商法122条	国際収支の深刻な赤字発生時に、最大15%の輸入課徴金を150日間限定で課することができる	全輸入品に15%（2026年2月）。1971年ニコソンショック時の10%の輸入課徴金	迅速に全面適用可能。大統領裁量が広い	150日間限定。延長には議会承認が必要。恒久措置に不向き
1974年通商法301条	外国の不正貿易慣行に対して報復関税を課することができる。	近年の中国向け関税が代表例。今1980～90年代の日米貿易摩擦時の利用	期限が固定されず、柔軟に継続可能。損害立証は不要。国別、品目別に設定可	調査手続きが必要。WTOと非整合的
1962年通商拡大法232条	国家安全保障を理由に品目関税や数量制限を課することができる	2018年鉄鋼・アルミ関税、2025年の自動車・部品関税	安全保障を根拠に政治的正当化がしやすい。損害立証は不要	商務省調査が必要。原則全世界が対象
1974年通商法201条	輸入急増で国内産業が損害を受けた場合、一時的関税・数量制限を課す	2002年鉄鋼セーフガード。2018年、太陽電池セルとモジュール、家庭用洗濯機に課税	国内産業保護に直接効果。WTOルール内で運用可能	損害立証責任が重い。期間限定措置。原則全世界が対象
AD（反ダンピング）、CVD（相殺関税）。いずれも1930年関税法が根拠	ダンピングや補助金を理由に国・品目別で追加関税を課す	オバマ、第一次トランプ政権下の対中鉄鋼関税。他にも化学品、機械部品などで多数事例	制度が確立しており司法耐性が強い。個別企業別の税率設定が可能	個別案件ごとの立証が必要。全面的な一律関税には不向き
1930年関税法338条	差別的待遇を行なう国に対して高率関税を課すことが可能。	近年の使用例はないが、法的選別肢として存在	法的カードとして交渉圧力に利用可能	実務上の前例が乏しく、訴訟リスクが高い。WTOとも非整合的

（出所）各種資料より明治安田総研作成

### 3. 通商法301条は不正貿易慣行への報復

1974年通商法301条は、他国の不正貿易慣行（補助金、強制技術移転、知財侵害、デジタル課税、薬価制度等）を理由に、国・分野を特定して報復関税をかけることができるとするものである。米国通商代表部（USTR）が調査を開始し、意見募集や公聴会を経て不正貿易慣行の有無を判断、大統領が最終決定する。

自動失効はなく、対象を絞って高率の関税をかけることが可能で、実務上の運用実績も豊富である。相手国別の設計がしやすく、近年の中国向けの関税の多くでこの法律を根拠としている。日本にとっては、1980年代から90年代にかけての電気機器や自動車を対象とした日米貿易摩擦のなかで、たびたび持ち出された苦い思い出がある。

1995年の世界貿易機関（WTO）発足後は、301条関税の国際法違反リスクが高まったため、時の政権も慎重な運用姿勢に転じた経緯がある。もっとも、米国がWTOの上級委員の任命を拒否し続けた結果、2019年以降、上級委員会は定足数を欠き、WTOは事実上の機能停止状態に追い込まれている。安全保障が条件となる232条よりも範囲を広げやすいことから、トランプ政権は今後、301条を関税恒久化に向けた主力エンジンとしてフル活用してくる可能性がある。

### 4. 安全保障が条件の通商拡大法232条

1962年通商拡大法232条は、輸入の増加が国家安全保障を脅かすと判断された場合に、品目別に関税や数量制限をかけることが可能とする条項である。関税率や適用期間に上限は設けられていない。また、特定国では

なく原則全世界が対象となる。

発動に当たっては、商務長官が調査開始し、最大 270 日以内に大統領へ報告、大統領が 90 日以内に措置決定という手順を踏む。厳格な立証や法的審理は必要なく、政治的な裁量の余地が大きい。もっとも、過去に複数の政権で適用を試みた例はあるものの、実際に高関税の発動にまで至った例はなく、大規模に活用したのはトランプ政権が初めてである。安全保障を理由にできる分、政治的に通すためのハードルは低めだが、政治的には議会との摩擦が生じる可能性があるほか、大統領の判断は司法審査の対象にもなり得る。

1970 年代の原油輸入制限に使われたほか、2018 年に第一次トランプ政権のもとで発動された鉄鋼・アルミ関税、2025 年の自動車・部品関税が主たる適用例である。

## 5. 「セーフガード」で知られる 201 条

1974 年通商法 201 条は、輸入急増で国内産業が傷んだ場合の救済関税と位置付けられている。輸入の急増で国内産業に重大な損害がある場合、「セーフガード（緊急輸入制限）」として、一時的に関税・数量制限をかけることができる。特定産業保護に使いやすい反面、立証（損害認定）責任が重く、生産量、販売、雇用、設備稼働率、利益率、市場シェアなどを包括的に評価する必要がある。

独立機関である米国国際貿易委員会（ITC）による準司法的審理となり、公開ヒアリング、証拠提出、反対当事者の反論を経て、委員の多数決で損害の有無を認定する。結果は司法審査に耐える水準が要求される。原則として全供給国に無差別適用が必要になるため、特定国だけ狙う用途には向かない。

典型例は、ブッシュ政権下で実施された 2002 年鉄鋼セーフガードである。このときは、EU、日本、中国、韓国等が WTO に提訴し、WTO は違反と認定した。その後、EU が対抗措置を打ち出し、最終的にはその発動前に米国が撤回したという経緯がある。1980 年代のカラーTV、2018 年の太陽光パネル・大型洗濯機も日本製品が対象に含まれた。2018 年には、トランプ政権が同条項を根拠に太陽電池セルとモジュール、家庭用洗濯機に関税を課した。太陽電池関連の関税はバイデン前大統領によって修正・延長された。

## 6. 制度が確立されている AD、CVD

反ダンピング（AD）と相殺関税（CVD）は、長年の実践と経験のなかで制度的な整備が進んでおり、司法耐性が強い貿易救済措置である。前者は 1930 年関税法の 731 条、後者は 701 条を根拠とする。これも通商法 122 条や通商拡大法 232 条のような政治裁量型とは異なり、準司法的プロセスに基づく厳格な立証が必要で、この点については通商法 201 条に近い。

AD の発動に関しては、ダンピングの存在と国内産業への実質的損害、その損害が輸入によって生じたことを立証する必要がある。CVD の発動に関しては、政府補助金の存在と、その補助金が特定企業・産業向けであること、それにより国内産業へ実質的損害が生じたことを立証する必要がある。米国産業が商務省と ITC に申請し、両方が肯定すれば発動となる。

立証は、詳細な計算式のもと、相手企業別に計算された税率に基づいており、裁量の幅が狭い分、発動されればその司法耐性は強い。ただ、個別案件を積み上げる形なので、全面的かつ一律に適用といった手法はとれない。日本は過去に、鉄鋼、ベアリング、化学品等で AD の対象になった例がある。ベアリングについては、1986 年の発動後、毎年、年次レビュー、5 年ごとのサンセットレビューを経て、長期にわたり対象になり続けた。

近年では対中鉄鋼関税が代表例で、2015 年後半～2016 年のオバマ政権時に冷延鋼板、耐食鋼板、熱延鋼板等の多数品目に対し AD と CVD を同時発動し、合計税率が 100%超になる品目も現れた。第一次トランプ政権時にも厚板、鋼管など対象品目を追加している。

## 7. 死文化している関税法 338 条

1930 年関税法 338 条は、法の上では存在する高関税カードで、すでに死文化して久しいと言われる。貿易相手国が高関税、数量制限、差別的な規制等、米国製品に対し差別的な待遇をしていることが発動条件となる。詳細な審理手続きはなく、商務省や関係機関による事実確認を経て大統領が判断、最大で約 50%までの関税がかけられる。

国を名指しして関税を上げる設計であるが、「差別」の定義が広すぎるため、法的・外交上のリスクが大きく、事実上一度も使われていない。WTO の「最恵国待遇 (MFN)」とも正面衝突するが、WTO が機能不全化している今、トランプ政権のもとで復活する可能性はゼロではない。

## 8. 今後考えられる展開

IEEPA 関税は 2 月 24 日に停止される一方、122 条に基づく 15%の関税が即引き継ぐことになっている。農産物など一部品目に対する適用除外は維持される見通しだが、輸入現場は当座、HS コード（世界税関機構が定める国際共通の 6 桁の商品分類）に基づく例外措置と関税率、および非積み上げ（複数の通商措置が同時に適用される場合でもすべてを足し算しないルールがあるかどうか）等の確認に迫られることになる。

USTR はすでに中国やブラジルについて、301 条に基づく新たな調査を開始している。グリア USTR 代表は、301 条に基づく新たな調査の詳細は近日中に明らかになると述べている。やり方によっては、主要貿易相手の多くをカバーすることが可能であろう。商務省も 232 条の調査の準備を開始するとみられる。AD/CVD に関しても、業界からの申し立てに基づいた案件立ち上げが増える可能性がある。

ただ、いずれの場合でも、政権が判決前と全く等しい枠組みを再現可能とは考えにくい。トランプ大統領が独断で機動的に関税を上げ下げできる余地は大幅に狭まるのは確実である。そのため、米国と交渉する各国にとっては、厳しい譲歩を受け入れる動機が薄れる可能性がある。米国にとっては、まだ決着していない対中貿易交渉が難題となる。

このままで行けば、7 月末には 122 条関税の 150 日の期限が到来するため、政権はそれまでに議会の決議を前提に延長を図るか、他の法律で置き換えて延長関税をめざすか選択する必要がある。11 月の議会中間選挙の約 3 ヶ月前の決断になることから、世論の動向にも神経質にならざるをえない。2 月 12~17 日に実施された ABCNews/WashingtonPost/Ipsos 世論調査では、トランプ大統領の「輸入関税への対応」について、64%が否定的との結果が出ている。

今回の最高裁の決定につき上院民主党のシューマー院内総務は、「すべてのアメリカ消費者の財布にとっての勝利」と述べた。一方でベッセント財務長官は、「関税還付がもし行なわれても、恩恵を受けるのは消費者ではなく企業」と述べている。

ちなみに、NY 連邦準備銀行が 2 月 12 日に発表した最新報告書では、米国の消費者と企業が、トランプ関税による 2025 年末までのコストの約 9 割を負担したとしている。2025 年 8 月までには関税の 94%が、また、11 月までには関税の 86%が米国企業と消費者に価格転嫁されたという。同報告書は企業と消費者の負担割合を明示していないが、他の調査では、双方とも負担しているとの分析が多い。

## 9. 問題となる日本の扱い

日本に対しては、これまでの IEEPA に基づく 15%の相互関税が停止する一方、今後は 122 条に基づいた 15%の関税がかけられることになるため、関税率は変わらない。232 条関税との重複適用はないため、自動車・同部品、および鉄鋼・アルミにかかる高関税は現行通りとなる。日本としては、関税率が変わらないのであれば日

本側から再交渉を求める動機はさほど大きくないが、今後の301条や232条の適用方針に関する米国内の議論に注目する必要がある。トランプ大統領は、「長年にわたりわれわれをひどく扱ってきた」一部の国には関税が引き上げられる可能性がある一方で、他の国々にとっては「非常に妥当な関税となるだろう」と述べている。日本が後者に分類される保証はない。

## 10. 市場の反応

市場の初期反応は比較的穏やかだった。最高裁の判決は、市場にとってはビッグサプライズというわけではなかったことが一因である。判決直前のドル・円相場は155円/ドル台前半～半ば程度で推移していたが、直後には154円/ドル台前半まで1円程度円高ドル安が進んだ。その後NY時間の終了にかけては、代替措置への評価などから再び155円/ドル台まで戻した。債券相場は長期ゾーンを中心に下落、10年国債利回りは4.06%近辺から4.10%近辺まで上昇した。一方、米主要株価3指数はそろって上昇した。ダウ平均は、判決やトランプ政権の代替策に対する解釈の振れに伴い日中も上下を繰り返したが、最終的には前日比230ドルの上昇で終えた。また、金は1オンス5,000ドル近辺から一時5,100ドル超まで上昇、終値ベースでは70ドル程度上昇した。

一連の初期反応は、違憲判決と新たな関税措置が、米国の信用力に対しては必ずしもプラスではないが、経済にとっては良いことと市場が解釈した可能性を示唆している。もっとも、週明け23日の市場では、トランプ大統領が新たな関税率を10%から15%へとわずか1日で引き上げたこともあって、再度不透明感が高まり、株価は大幅反落するなどリスクオフ的な動きを強めている。なぜ最初から15%にしなかったのかは不明だが、あるいは市場のショックを分散させる目的もあったのかもしれない。

今後も市場の反応は日替わりで変わる可能性があるだろう。とりあえず本日は一般教書演説が注目される。トランプ大統領の独断での関税率の上げ下げが封じられるのは、市場にとって間違いなく好材料である。一方、政権が今後どの法律を用いてどのような新しい関税の体系を構築するのか、しばらくは不確実性が残る。今後数週間でもう少し方向性が明らかになってくるかもしれない。

本レポートに関するご取材やお問い合わせは以下までご連絡ください

明治安田総合研究所 フェロー チーフエコノミスト 小玉 祐一

電話番号：080-2298-8302

e-mail：yuichi.kodama@meijiyasuda.co.jp

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●発行元● 株式会社 明治安田総合研究所 〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11 TEL03-6261-6411